



刈谷市 感震ブレーカー設置費補助制度



刈谷市HP

自宅に設置する感震ブレーカーの設置費用を補助します！

◆感震ブレーカーとは？

地震の揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断する器具です。各家庭に設置することで、出火を防止し、地震時の火災被害を軽減する効果があります。

◆補助の対象や内容は？

対象製品	○分電盤タイプの感震ブレーカー ※一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格(JWDS0007付2)で定める構造及び機能を有するもの
対象者	○市内において自らが居住している住宅に感震ブレーカーを設置する人 ○市内に居住するため新たに建築する住宅に感震ブレーカーを設置する人 ※市が賦課徴収を行う税金を滞納していないこと ※暴力団等と密接な関係がないこと ※申請者および同一世帯員が過去に本補助金を受けていないこと
補助金額	○補助の対象は、感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用 ○補助金額は補助対象経費の2分の1(補助金額の上限は2万円) ※1,000円未満の端数があるときは切り捨てます。
申請方法	○交付申請書等(危機管理課窓口・市HPでダウンロード可)を直接、危機管理課に提出 ※必ず工事着手前に申請をお願いします。 ※工事着手前に申請が無い場合、補助金の交付ができません。



例1
かかった費用が10万円
→補助金額は2万円

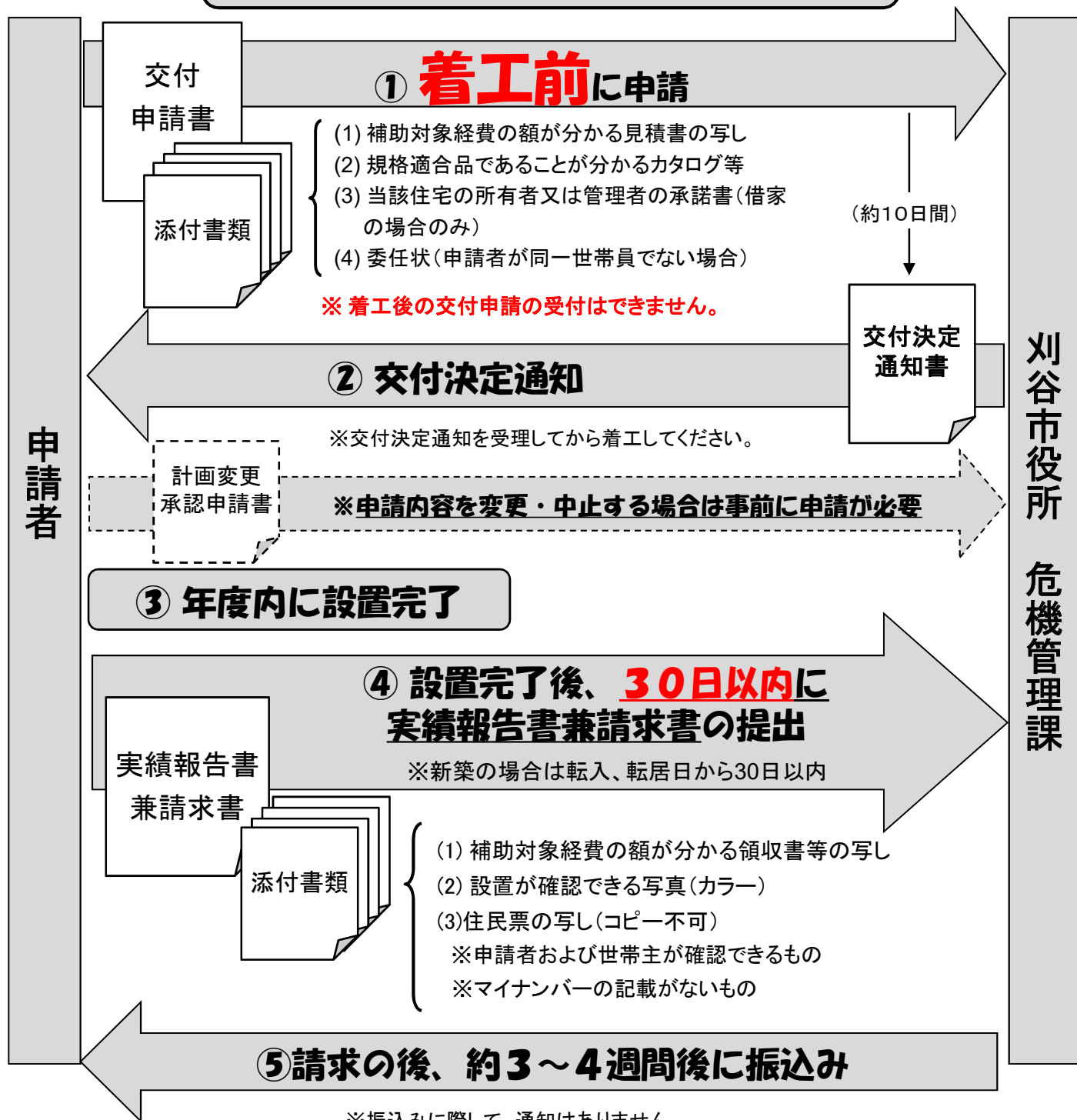
例2
かかった費用が3万円
→補助金額は1万5千円

◆対象感震ブレーカーの種類は？

分電盤タイプ(内蔵型)	分電盤タイプ(後付型)

分電盤タイプは、地震を検知して一定時間後に電通遮断されるため、避難の時間を確保できます。

補助金の受給手続きの流れ



◆実績報告書兼請求書は必ず**令和8年3月31日までに**提出してください。

◆期限を過ぎてからの実績報告は受付できません。